

第10号議案

平成30年度京都府港湾事業特別会計予算

平成30年度京都府港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ956,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成30年2月5日提出

京都府知事 山田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		246,954 ^{千円}
	1 使 用 料	246,954
2 財 産 収 入		22,801
	1 財 産 運 用 収 入	22,801

款	項	金額
3 繰入金		567,987 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	567,987
4 府債		119,000
	1 府債	119,000
歳入合計		956,742

歳出

款	項	金額
1 港湾事業費		956,742 ^{千円}
	1 港湾管理費	130,983
	2 公債費	825,759
歳出合計		956,742

第2表 府債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	119,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。